

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第2号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第1号備考を削る。

別記様式第2号中「備考」を「注」に、「その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略」を「氏名を記載し及び押印することに代えて、署名」に改め、同様式備考4を削る。

別記様式第3号中「備考」を「注」に、「その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略」を「氏名を記載し及び押印することに代えて、署名」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第4号備考及び別記様式第5号備考を削る。

別記様式第6号中「備考1」を「注」に改め、同様式備考2を削る。

附 則

この公安委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。